

スリホ・メガスリホレンタルサービス契約約款

株式会社C－m i n d（以下「甲」という）と契約社(以下「乙」という)とは、甲を賃貸人、乙を賃借人とし、レンタル基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（賃貸借内容）

1. 甲は、乙に対し、甲が取り扱うプリンタおよび複合機（以下「複合機等」という）を賃貸し、乙は、複合機等を借り受ける。
2. 乙が借り受けた複合機等（以下「本件機械」という）の個別の内容は、別途締結する「契約確認書」に基づくものとする。なお、個別契約は書面による締結のみならず、電子メール（電子メール、電磁的記録によるものを含むがこれに限らない。）での締結も含めるものとする。但し、本契約と個別契約が矛盾・抵触した場合は、個別契約に拠るものとする。

第 2 条（賃料・支払条件）

1. 本契約に記載がない賃料等及び支払条件は、甲が発行し乙が承諾する「契約確認書」（書式名称は問わない）に基づくものとする。なお、本契約の記載と「契約確認書」の記載が矛盾・抵触する場合は、「契約確認書」の記載を優先するものとする。
 2. 乙は、賃料として、甲が提供するレンタルサービスに応じて、賃料を契約確認書の通り支払う。
- 以下は、本件機械の引渡日が属する月を基準月、基準月の翌月を1月目として、月数を計算するものとする。
- 支払期限等：初 回 初月賃料および1月目賃料を1月目の末日までに支払う。
- 支払方法等：初回賃料の支払いは、甲の指定する口座に振込により支払い、2回目以降の賃料の支払いは、クレジットカード及び口座振替のみとする。
3. 乙が、オプションを借り受けた場合、乙は甲に対し賃料として、本条1項賃料と合わせて支払う。
 4. 初期費用のある本体機器に関しては、甲が定める期日までに支払う。
 5. 本条の規定に関わらず、経済情勢の変動等により、賃料を増減する必要が生じたときは、甲乙協議の上賃料を改定することができる

第 3 条（保証金）

甲は、本契約に関する乙の将来の支払いに不安が生じた場合には、保証金の支払を求めることができる。

乙は、正当な理由なく甲によるこの支払いの請求を拒むことができない。

第 4 条（転貸）

乙は、本件機械を第三者に転貸できない。

第 5 条（設置場所・搬入費用）

1. 乙は、本件機械の設置場所を指定する。なお、設置場所は個別契約に記載し、設置場所を変更する場合には、乙は甲に

対し事前に通知するものとする。

2. 本件機器の設置設定は乙が行うものとし、甲の派遣による設置設定をおこなう場合は別途料金(個別見積)が発生する。

第 6 条（パソコン設定サポート）

1. 甲は、本件機械を設置するに際して、パソコンへの設定サポートサービス対象機種に関して、設定サポートを実施する。
2. パソコンへの設定サポートサービスは、本件機械設置1台につきパソコン9台まで無償とする。パソコン10台目からはパソコン設定1台あたり料金6,000円(税別)とする。
3. 乙は、設定月分の設定料金を当月末日で締めて、翌月末日までに甲に支払うものとする。

第 7 条（検査）

1. 乙は、甲による引渡し後、5営業日以内（「営業日」とは乙の営業日を指す）に本件機械を検査し、瑕疵および品違いが発見された場合、甲に通知しなければならない。
2. 第1項の瑕疵の通知があった場合、甲は無償で修補または代替品の引渡しをしなければならない。
3. 第1項の期間内に乙から瑕疵の通知を受領しなかった場合、本件機械は、引渡日に完全な状態にて引渡されたものとみなす。

第 8 条（善管注意義務）

1. 乙は、本件機械を善良な管理者としての注意をもって管理し、マニュアルその他甲の指示する使用方法に従い、通常の用法によって使用しなければならない。
2. 乙は、本件機械が乙の所有である旨の表示が本件機械にある場合、当該表示を毀損、隠匿してはならない。
3. 乙は、本件機械を甲の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡、転貸、担保の設定その他一切の処分をしてはならない。
4. 乙は本件機械を改造したり、甲の貸出物品以外の使用はしてはならない。
5. 乙は、本件機械等の紛失、盗難が生じた場合、月額賃料の残額の全額を甲に対し支払う。

第 9 条（カウンター料金）

甲が予め契約確認書において指定するカウンター料金発生対象機種において、月間印刷上限枚数を超えた場合、甲は乙に予め契約確認書において指定するカウンター料金を請求する。

第 10 条（期間）

1. 本件機械の契約期間は契約確認書のとおりとする。但し、甲及び乙は、契約期間満了の前日末日までに相手方に対して契約終了の意思表示をしない限り、契約期間は1ヵ月毎自動的に延長する。
2. 本件機械の契約期間内に解約をする場合は、甲および乙は解約月の前月末日までに相手方に対して、契約終了の意思表示をしなければならない。

第 11 条（違約金）

乙が上記期間の途中で解約する場合、乙は甲に対し、スリホの場合金 39,800 円(税抜)、メガスリホの場合月額賃料の残額

の全額を支払うものとする。

第 12 条 (サポート)

甲は、甲乙間の契約が続く限り、本件機械を保証するものとする。故障、破損等（乙の責めに帰すべき事由によって生じた故障等を除く）の理由により本件機械の修繕が必要となった場合、乙は契約確認書に記載のサポート連絡先に対し連絡をし、甲もしくは乙の費用をもって修繕等を受けるものとする。なお、支払期日を 10 日過ぎても賃料の入金が確認出来ない場合は、サポート対象外とする。

第 13 条 (月間耐久枚数等)

1. 月間の耐久枚数は約 8,000 枚とする。
2. 乙は、本件機械で連続印刷する場合、50 枚毎を目安に印刷を休止し、休めながら使用しなければならない。
3. インクジェットプリンターの場合、インクが半分以下になった場合、甲に連絡するものとし、甲は、乙依頼のインクを 3 営業日以内に、乙に郵送手続きをとる。なお、一回につき 8 本まで依頼できる。
4. レーザープリンターの場合、トナーの残量がなくなり、予備トナーをセットし次第、速やかに甲へ連絡するものとし、甲は乙依頼のトナーを 3 営業日以内に、乙に郵送手続きをとる。ただし、1 度に依頼できる本数(以下、「無償提供本数」という。)が機種により異なり、各機種の契約確認書に記載の本数が上限となる。
5. 3 項 4 項記載のインクまたはトナーに瑕疵が発見された場合、甲に通知及び返送しなければならない。瑕疵があった場合には無料にて交換し、その郵送費用は甲の負担とする。瑕疵が認められない場合には、有料での交換とする。ただし、無償提供本数に達していない場合は、瑕疵の有無にかかわらず無償で提供をする。

第 14 条 (秘密保持等)

甲および乙は、本契約の有効期間のみならず本契約終了後といえども、本契約に関連して知り得た相手方の営業上および技術上の事実・資料・情報等を秘密情報として保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に一切開示漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当することを甲または乙が各々相手方に対して証明した場合は、機密情報として取り扱われぬものとする。

- (1) 相手方より開示を受けた時点で既に公知または公用の情報
- (2) 相手方より開示を受けた時点で既に所有していた情報
- (3) 正当な権利を有する第三者から機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (4) 相手方より開示を受けた後に、自己の責によらず公知または公用となった情報
- (5) 相手方の機密情報を利用することなく独自に開発した情報
- (6) 法令または裁判所若しくは政府機関の合法的な命令等に基づき開示が要求された情報。 但し、事前に相手方に通知のうえ、異議申し立ての機会を与えるものとする。

第 15 条 (個人情報)

本契約により甲が取得した乙の氏名・住所・商号等の情報は、本契約の履行（保証、サポート等）を目的のみに使用する。

第 16 条 (反社会勢力の非関与)

甲および乙は以下の各号を確約し、契約期間内に次のいずれかに反した場合には、相手方は何らの催告を要せずして本契約を解除することができる。

- (1) 自らおよびその役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下「暴力団等」という)ではないこと
- (2) 暴力団等を利用しておらず、利用したことがないこと
- (3) 暴力団等に対し資金等を提供または便宜の供給などを行わず、行っていないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して、他者に対して、暴力的行為、詐欺、脅迫的言辞を用いた事実がないこと、また業務を妨害または、妨害する恐れのある行為を行った事実がないこと
- (5) 自らまたは第三者を利用して、自身またはその関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させる恐れのある言動・態様をした事実がないこと

第 17 条 (解除)

次の各号に該当する事由が乙に生じたときは、乙は甲に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、甲は、乙に対し何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 賃料の支払いを 2 回以上怠ったとき
- (2) 手形または小切手が不渡りとなったとき
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始申立てがあったとき
- (4) 差押、仮差押、仮処分等の強制執行を受け、または競売の申立てがあったとき
- (5) 解散、合併、営業の全部または重要な一部の譲渡が決議されたとき
- (6) 経営状態が悪化したとき、または悪化する恐れがあると認められたとき
- (7) 公租公課の滞納処分をうけたとき
- (8) 本契約に違反し、相当の期間を定めた是正催告を受けたにもかかわらず乙が期間内に是正しないとき
- (9) 保証金の支払い催告があったにも関わらず、これを支払わないとき
- (10) 担保の追加を必要とする事情が発生し、甲が乙にこれを求めたにもかかわらず、これに応じないとき

第 18 条 (専属的合意管轄)

本契約に関する訴訟や紛争が生じた場合、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。